

災害関係保証等の取扱いについて

【特別相談窓口の開設について】

「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を開設しました。
ぜひ、ご相談ください。

開設日	平成23年3月11日
開設場所	本所 宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館5F TEL 028-635-2195
	足利支所 足利市南町4254番地1 足利市ステーションビル2F TEL 0284-70-6339
受付時間	平日 午前8時45分から午後7時まで
	土日祝日 午前9時から午後5時まで ※ 土日祝日に関しては、本所のみに対応となります。

【災害関係保証の取扱いについて】

東北地方太平洋沖地震により直接被害を受けた中小企業の皆さまを対象とした災害関係保証の取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

なお、当制度の利用にあたっては、市町村長の発行する罹災証明書が必要となります。

【制度概要】

項目	内容
保証対象者	東北地方太平洋沖地震災害により直接被害を受けた者
保証限度額	2億8,000万円
保証割合	100パーセント（全部保証）
対象資金	事業の再建に必要な資金
貸付形式	証書貸付、手形貸付
保証期間	運転資金 10年以内（据置期間1年以内）
	設備資金 20年以内（据置期間1年以内）
返済方法	原則として均等分割返済
信用保証料率	0.70%
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則として法人代表者のみ
取扱期間	平成23年3月14日から平成23年9月11日まで ※上記期間内に貸付実行することが必要です。
添付書類	市町村長が発行した罹災証明書

※審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。